

令和7年度

# 「健康づくり優良事業所」

## 認定制度のご案内

※令和6年度中の取組が評価されます

健康づくり  
優良事業所  
ゴールド



GOAL



健康づくり  
優良事業所

STEP UP

健康  
宣言!

社員の健康度をあげよう!

協会けんぽ福岡支部では、事業者さまの健康づくりの取組を後押しさせていただくことを目的に「健康づくり優良事業所」認定制度を実施しております。一定の基準を達成し、この認定を受けられた事業所さまには、**各種特典**をご用意しております。

特典  
1

### 認定証の贈呈



特典  
2

### 認定ロゴマークの使用

名刺やポスターに表示し、従業員の健康に配慮した事業所であることをPRできます。

特典  
3

### 住宅ローン特別優遇商品の利用 【西日本シティ銀行】

西日本シティ銀行の「疾病保障付住宅ローン 団体信用生命保険」にかかる保険料を**金利上乗せなし**で利用できます。

詳細は  
こちらから  
(2種類あり)



特典※  
4

### 従業員の皆さままでご利用可能! 健康増進に役立つ特典

- ①スポーツクラブの利用料割引  
(ルネサンス、エニタイムフィットネス)
- ②最新精密体組成計(INBODY)の利用料割引
- ③健康測定機器の無料レンタル(年度中貸出上限あり)
- ④CT検査・MRI検査(自費診療)の利用料割引

その他特典等詳細はこちらから



特典※  
5

### 健康づくりに役立つ! 事業所さま向けの オンライン健康講習の提供

初回  
無料!

デスクで簡単にできる運動講習や、職場でのメンタルヘルス対策等、従業員さまの健康づくりの一助としてオンラインで講習を受けることができます。定価55,000円のところ、初回は**無料**、2回目以降は33,000円(税金)でご利用いただけます。

※特典4・5は健康宣言実施事業所の共通特典です



- ① 事業主以外の被保険者が1人以上いること
- ② 健康宣言事業所であること（「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に登録）
- ③ 生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率（40歳以上）が  
80%以上であること
- ④ 特定保健指導を利用していること
- ⑤ 健康保険委員の委嘱を受けていること
- ⑥ がん対策サポート事業所の登録をしていること（福岡県に登録）
- ⑦ 実績報告書を提出していること（協会けんぽが指定する項目をすべて記入）

⑤登録方法はここから



⑥登録方法はここから



※令和7年度の認定基準について

- ・②は 令和6年9月30日まで に登録が必要です。
- ・③④は令和6年度の実績にて判定いたします（対象者がいる場合のみ）。
- ・⑤は令和6年度末時点で委嘱されていることが必要です。
- ・⑦は令和7年3月頃に当支部より送付いたします。



GOAL!

## 『令和7年度健康づくり優良事業所ゴールド』認定基準

上記①～⑦に加えて（⑦は回答内容を審査）

- 1 生活習慣病予防健診の受診率が80%以上
- 2 特定保健指導の利用率が50%以上

上記2点が認定条件として必須となります。  
(認定基準内容は変更される可能性があります)

## 認定までの流れ(予定)

(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和6年度												
従業員の健康づくり	健康づくりに取り組みましょう! →											
取組実績報告書のご案内・ご提出												案内提出
令和7年度												
健康づくり優良事業所認定	申請							発表				

※申請は3月から受付しています

- ・健康づくり優良事業所認定証とロゴマークデータを送付
- ・認定取得について求人票等へ掲載が可能となります



認定後、福岡支部広報誌やホームページ等で認定事業所としてご紹介させていただきます(令和7年度中)

